

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H28.10.17	住居表示変更	変更前	営業所	026610	横浜泉郵便局	-	神奈川県横浜市泉区和泉町4259-3	-	○	×	○	×	○	ゆうちょ銀行	
		変更後	営業所	026610	横浜泉郵便局	-	神奈川県横浜市泉区和泉中央北1-41-1	-	○	×	○	×	○	ゆうちょ銀行	
H28.11.1	業務変更	変更前	営業所	018040	大島北の山簡易郵便局	○	東京都大島町元町風待31-8	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	営業所	018040	大島北の山簡易郵便局	○	東京都大島町元町風待31-8	○	○	○	×	○	○	-	
H28.11.1	業務変更	変更前	郵便局	327860	手崎簡易郵便局	○	富山県射水市手崎1002	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	327860	手崎簡易郵便局	○	富山県射水市手崎1002	-	○	○	×	○	○	-	
H28.11.1	移転	変更前	郵便局	457730	三郷勢野東簡易郵便局	○	奈良県生駒郡三郷町勢野東4-3-22	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	457730	三郷勢野東簡易郵便局	○	奈良県生駒郡三郷町勢野東3-10-5	-	○	○	○	○	○	-	
H28.11.1	業務変更	変更前	営業所	517650	歌浦簡易郵便局	○	広島県尾道市向東町12635-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	517650	歌浦簡易郵便局	○	広島県尾道市向東町12635-2	-	○	○	×	○	×	-	
H28.11.1	契約解除	変更前	営業所	738200	見立簡易郵便局	○	宮崎県西臼杵郡日之影町見立2051-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.11.1	業務変更	変更前	郵便局	777340	鳥栖商工団地簡易郵便局	○	佐賀県鳥栖市藤木町2-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	777340	鳥栖商工団地簡易郵便局	○	佐賀県鳥栖市藤木町2-1	-	○	○	×	○	○	-	
H28.11.7	移転	変更前	郵便局	022560	横浜富岡郵便局	-	神奈川県横浜市金沢区富岡東5-19-19	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	022560	横浜富岡郵便局	-	神奈川県横浜市金沢区富岡西7-4-12	-	○	○	○	○	○	-	
H28.11.7	移転	変更前	郵便局	022710	藤沢南仲通郵便局	-	神奈川県藤沢市藤沢1006-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	022710	藤沢南仲通郵便局	-	神奈川県藤沢市藤沢1015-14	-	○	○	○	○	○	-	
H28.11.7	移転	変更前	郵便局	063420	千代田新治郵便局	-	茨城県かすみがうら市下土田420-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	063420	千代田新治郵便局	-	茨城県かすみがうら市下土田420-7	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H28.11.7	住居表示変更	変更前	郵便局	080760	明見郵便局	-	山梨県富士吉田市小明見2384-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	080760	明見郵便局	-	山梨県富士吉田市小明見4-1-30	-	○	○	○	○	○	-	
H28.11.7	移転	変更前	郵便局	542660	美川郵便局	-	岡山県真庭市栗原472-3	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	542660	美川郵便局	-	岡山県真庭市栗原740-5	○	○	○	○	○	○	-	
H28.11.7	局種変更・業務変更	変更前	郵便局	641520	用居郵便局	-	高知県吾川郡仁淀川町用居甲390-3	○	○	○	○	○	○	-	簡易郵便局への局種変更
		変更後	営業所	648240	用居簡易郵便局	○	高知県吾川郡仁淀川町用居甲390-3	○	○	○	×	○	○	-	
H28.11.7	移転	変更前	郵便局	810380	坂元郵便局	-	宮城県亶理郡山元町坂元館下53-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	810380	坂元郵便局	-	宮城県亶理郡山元町坂元町東31-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.11.14	移転	変更前	郵便局	630040	大内郵便局	-	香川県東かがわ市土居35-4	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	630040	大内郵便局	-	香川県東かがわ市土居73-1	○	○	○	○	○	○	-	
H28.11.14	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	637290	千歳簡易郵便局	○	香川県高松市庵治町6034-1	-	○	○	×	○	○	-	
H28.11.14	移転	変更前	郵便局	700030	真和志郵便局	-	沖縄県那覇市繁多川5-17-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	700030	真和志郵便局	-	沖縄県那覇市繁多川4-1-30	-	○	○	○	○	○	-	
H28.11.21	移転	変更前	営業所	117450	殿岡簡易郵便局	○	長野県飯田市上殿岡646-3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	117450	殿岡簡易郵便局	○	長野県飯田市鼎一色105	-	○	○	×	○	○	-	
H28.11.21	移転	変更前	郵便局	232440	愛鷹郵便局	-	静岡県沼津市鳥谷404-7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	232440	愛鷹郵便局	-	静岡県沼津市柳沢165-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.11.21	移転	変更前	郵便局	740460	御井町郵便局	-	福岡県久留米市御井町404-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	740460	御井町郵便局	-	福岡県久留米市御井町1675-1	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H28.11.21	局種変更・移転・業務変更	変更前	郵便局	782900	西之郵便局	-	鹿児島県熊毛郡南種子町西之1839-1	○	○	○	○	○	○	-	簡易郵便局への局種変更
		変更後	営業所	788710	西之簡易郵便局	○	鹿児島県熊毛郡南種子町西之1768	○	○	○	×	○	○	-	
H28.11.25	移転	変更前	営業所	057260	八日市場飯倉簡易郵便局	○	千葉県匝瑳市飯倉台49-7	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	057260	八日市場飯倉簡易郵便局	○	千葉県匝瑳市飯倉26-18	-	○	○	×	○	○	-	
H28.11.28	移転	変更前	郵便局	442780	京都山ノ内郵便局	-	京都府京都市右京区山ノ内宮前町4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	442780	京都山ノ内郵便局	-	京都府京都市右京区山ノ内中畑町52-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.11.28	移転・業務変更	変更前	営業所	527640	鷹狩簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩806	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	郵便局	527640	鷹狩簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩807-1	○	○	○	○	○	○	-	
H28.11.28	移転	変更前	郵便局	832930	宮古小山田郵便局	-	岩手県宮古市小山田2-3-24	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	832930	宮古小山田郵便局	-	岩手県宮古市小山田2-6-16	○	○	○	○	○	○	-	
H28.11.28	移転	変更前	営業所	907810	富岸簡易郵便局	○	北海道登別市栄町4-11-4	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	907810	富岸簡易郵便局	○	北海道登別市栄町2-20-2	-	○	○	×	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。